

官 企 1 - 98  
課 酒 6 - 44  
平成28年12月21日

全国小売酒販組合中央会  
会長 坂田 辰久 殿

国税庁長官官房企画課長  
武藤 功哉  
国税庁課税部酒税課長  
田村 公一

### 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けたお願い

平素より、税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
国税庁では、納税者の利便性向上と事務の効率化の観点から、オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（平成26年9月財務省決定）に基づき、e-Taxの利便性向上を図るとともに、その普及及び定着に取り組んでいるところです。

e-Tax につきましては、貴中央会、各道府県連合会、各組合及び組合員の皆様方の種々の御支援、御協力をいただいた結果、着実にその普及及び定着が図られているところであり、改めて御礼申し上げます。

こうした中で、国税庁としましては、e-Tax の更なる利便性向上を図るための新たな施策として、平成28年5月以降、e-Tax の受付日を拡大し、5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日にも受付を開始しました。また、平成29年1月以降は、イメージデータによる添付書類の提出が可能な手続を拡大し、個人の方の手続も提出可能とすることを予定しています。

貴中央会におかれましては、これまでも e-Tax の普及及び定着に向けた取組に御尽力いただいているところではありますが、引き続き、各道府県連合会、各組合及び組合員の皆様における法人税、所得税、消費税、法定調書などの手続についての e-Tax の利用（代理送信している税理士への依頼を含みます。）に向け、御支援を賜りますとともに、下記の項目につきましても、重ねて御協力をお願い申し上げます。

また、各道府県連合会、各組合及び組合員の皆様にも御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、国税局及び税務署から、各道府県連合会、各組合及び組合員の皆様へ同趣旨のお願いをさせていただく場合もあると存じますので、その際には、積極的に対応していただきますよう、併せて御周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 e-Tax でのイメージデータ等による添付書類の提出について

e-Tax で申告・申請等を行う場合の添付書類については、イメージデータによる

提出やe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を利用した提出が可能であることから、対象となる添付書類についてe-Taxによる提出を推進する。

(参考) 添付書類のイメージデータによる提出について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm>

## 2 納税証明書の交付請求について

自宅等からe-Taxにより納税証明書の交付請求を行い、税務署の窓口で書面にて納税証明書の交付を受ける場合には、電子署名及び電子証明書の送信を要しないことから、組合員の皆様が納税証明書を交付請求される場合のe-Taxの利用拡大を図る。

(参考) とても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/e-tax/nouzei\\_shomei.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/e-tax/nouzei_shomei.pdf)

## 3 ダイレクト納付について

組合員の皆様のダイレクト納付の利用拡大を図る。

(参考) ダイレクト納付をご利用ください。

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/e-tax/direct\\_nofu.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/e-tax/direct_nofu.pdf)

## 4 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出について

平成29年1月からは、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票について、eLTAXを利用して一括して作成・提出が可能となることから、e-Tax及びeLTAXのより一層の利用拡大を図る。

(参考) 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出（電子的提出の一元化）について

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/eltax.htm>

### 【担当】

国税庁情報技術室 岩田、岡  
電話：03-3581-4161(内3617)